

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 5 年 月 日

加茂市選挙管理委員会 様

令和 5 年 4 月 23 日執行 加茂市長選挙
加茂市議会議員一般選挙

候補者

記

1 一般旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和 5 年 月 日		～	円	
令和 5 年 月 日		～	円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和 5 年 月 日		～	円	
運転手の雇用	令和 5 年 月 日		～	円	
燃料代	令和 5 年 月 日			円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の契約内容欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別紙

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつてはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和5年 月 日		～	円	
	令和5年 月 日		～	円	
	令和5年 月 日		～	円	
運転手の雇用	令和5年 月 日		～	円	
	令和5年 月 日		～	円	
	令和5年 月 日		～	円	
	令和5年 月 日		～	円	
	令和5年 月 日		～	円	
	令和5年 月 日		～	円	
	令和5年 月 日		～	円	
燃料代	令和5年 月 日		0	円	
	令和5年 月 日		0	円	
	令和5年 月 日		0	円	

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 5 年 4 月 日

加茂市選挙管理委員会 様

令和 5 年 4 月 2 3 日 執行 加茂市長選挙
加茂市議会議員一般選挙

候補者

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和 5 年 月 日		枚	円	
令和 5 年 月 日		枚	円	
令和 5 年 月 日		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 5 年 4 月 日

加茂市選挙管理委員会 様

令和 5 年 4 月 23 日 執行 加茂市長選挙
加茂市議会議員一般選挙

候補者

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和 5 年 月 日		枚	円	
令和 5 年 月 日		枚	円	
令和 5 年 月 日		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第2号ロの規定による確認を受けたいので申請します。

令和5年4月 日

加茂市選挙管理委員会 様

令和5年4月23日執行 加茂市長選挙
加茂市議会議員一般選挙

候補者

記

- 1 契約年月日 令和5年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
〔
〕
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
〔
〕
- 4 確認申請金額 [円]

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代計 (a) + (b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から加茂市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和5年4月 日

加茂市選挙管理委員会 様

令和5年4月23日執行 加茂市長選挙
加茂市議会議員一般選挙

候補者

記

- 1 契約年月日 令和5年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
〔
〕
- 3 確認申請枚数 〔 枚 〕

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から加茂市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和5年4月 日

加茂市選挙管理委員会 様

令和5年4月23日執行 加茂市長選挙
加茂市議会議員一般選挙

候補者

記

- 1 契約年月日 令和5年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
〔 〕
- 3 確認申請枚数 [枚]

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から加茂市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 5 年 4 月 日

加茂市選挙管理委員会 様

令和 5 年 4 月 23 日執行 加茂市長選挙
加茂市議会議員一般選挙

候補者

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
	4月 日～ 日	円		
	日	円		
	日	円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が加茂市に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、加茂市に支払いを請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日あたり次の金額までです。
(1) 一般旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
(2) (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、加茂市に支払いを請求することはできません。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和 5 年 4 月 日

加茂市選挙管理委員会 様

令和 5 年 4 月 23 日執行 加茂市長選挙
加茂市議会議員一般選挙

候補者

記

燃料供給事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
4月 日		ℓ	円	
日		ℓ	円	
日		ℓ	円	
日		ℓ	円	
日		ℓ	円	
日		ℓ	円	
日		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が加茂市に支払いを請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、加茂市に支払いを請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和 5 年 4 月 日

加茂市選挙管理委員会 様

令和 5 年 4 月 23 日執行 加茂市長選挙
加茂市議会議員一般選挙

候補者

記

運転手の氏名及び住所			
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備	考
4 月 日	円		
日	円		
日	円		
日	円		
日	円		
日	円		
日	円		

備考

- この証明書は、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が加茂市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、加茂市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、加茂市に支払を請求することはできません。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和 5 年 4 月 日

加茂市選挙管理委員会 様

令和 5 年 4 月 23 日 執行 加茂市長選挙
加茂市議会議員一般選挙

候補者

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	106

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が加茂市に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、加茂市に支払いを請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - 枚数
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数
 - 限度額
$$\frac{541.31 \text{ 円} \times \text{掲示場数} + 107,010 \text{ 円}}{\text{掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数切り上げ)}$$

※単価 × 確認された作成枚数 = 限度額
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成するものであることを証明します。

令和 5 年 4 月 日

加茂市選挙管理委員会 様

令和 5 年 4 月 2 3 日執行 加茂市長選挙
加茂市議会議員一般選挙

候補者

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が加茂市に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、加茂市に支払いを請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - 枚数
市議会議員 4,000枚 市長 16,000枚 (2種類まで)
 - 限度額
 $7円73銭(単価) \times 当該作成枚数 = 限度額(1円未満の端数切上)$
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

請求書（選挙運動用自動車の使用）

加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和5年 月 日

加茂市長様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

印

記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年4月23日執行 加茂市長選挙、加茂市議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 入金先

金融機関名	
口座種別・番号	
フリガナ 口座名義	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、加茂市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請求内訳（自動車）

（別紙）その1

請求内訳書（一般旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考	
令和5年4月	日	円×1台= 円	64,500円×1台=64,500円	円	
	日	円×1台= 円	64,500円×1台=64,500円	円	
	日	円×1台= 円	64,500円×1台=64,500円	円	
	日	円×1台= 円	64,500円×1台=64,500円	円	
	日	円×1台= 円	64,500円×1台=64,500円	円	
	日	円×1台= 円	64,500円×1台=64,500円	円	
	日	円×1台= 円	64,500円×1台=64,500円	円	
合 計			円		

備考

「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

請求内訳（借入れ）

（別紙）その2

請求内訳書（一般旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(1)自動車の借入れ

使用年月日		借入れ金額(ア)		基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和5年4月	日	円×1台=	円	16,100円×1台=16,100円	円	
	日	円×1台=	円	16,100円×1台=16,100円	円	
	日	円×1台=	円	16,100円×1台=16,100円	円	
	日	円×1台=	円	16,100円×1台=16,100円	円	
	日	円×1台=	円	16,100円×1台=16,100円	円	
	日	円×1台=	円	16,100円×1台=16,100円	円	
	日	円×1台=	円	16,100円×1台=16,100円	円	
合 計					円	

備考

「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

請求内訳（燃料代）

（別紙）その2

請求内訳書（一般旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(2)燃料代

販 年 月 日	燃料の供給を受けた選挙 運動用自動車の自動車 登録番号又は車体番号	販売金額(ア)	基 準 限 度 額(イ)	請求金額	備考
令和 5年 4月	日	円× 〇 = 円	/	/	
	日	円× 〇 = 円	/	/	
	日	円× 〇 = 円	/	/	
	日	円× 〇 = 円	/	/	
	日	円× 〇 = 円	/	/	
	日	円× 〇 = 円	/	/	
	日	円× 〇 = 円	/	/	
合 計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」（計）欄には、確認書に記載された額の合計を記入してください。
- 2 「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

請求内訳（運転手）

（別紙）その2

請求内訳書（一般旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(3)運転手

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和5年4月	日	円	12,500円	円
	日	円	12,500円	円
	日	円	12,500円	円
	日	円	12,500円	円
	日	円	12,500円	円
	日	円	12,500円	円
	日	円	12,500円	円
合計	円		円	

備考

「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

請求書（ポスターの作成）

加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和5年 月 日

加茂市長様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

印

記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年4月23日執行 加茂市長選挙、加茂市議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 入金先

金融機関名	
口座種別・番号	
フリガナ 口座名義	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、加茂市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したポスターの見本1枚（写し可）を添付してください。

（別紙）

請求内訳書

加茂市選挙 区における ポスター 掲示場数	作成枚数			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
106 か所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
				1,551	106	164,406				

備考

- 1 「ポスター掲示場数」欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 107,010 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1 円未満の端数切り上げ)}$$
- 3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 G欄には、A欄とD欄を比較して少ないほうの額を記載してください。
- 5 H欄には、B欄とE欄を比較して少ないほうの枚数を記載してください。

請 求 書 (ビ ラ の 作 成)

加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和5年 月 日

加 茂 市 長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名



記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 内訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年4月23日執行 加茂市長選挙、加茂市議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 入金先

金 融 機 関 名	
口 座 種 別 ・ 番 号	
フ リ ガ ナ 口 座 名 義	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、加茂市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚、写し可）を添付してください。

(別紙)

請求内訳書

作成枚数			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
円	枚	円	円 7.73	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 D欄には、7円73銭を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄を比較して少ないほうの額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄を比較して少ないほうの枚数を記載してください。

選挙運動用自動車運送契約書

収入印紙

加茂市議会議員一般選挙候補者 _____ (以下「甲」という) と
_____ (以下「乙」という) は、
令和5年4月23日執行の加茂市議会議員一般選挙における選挙運動のための自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的 公職選挙法第141条に基づく選挙運動のために使用

2 車種及び登録番号 _____

3 台数 1台

4 使用期間 令和5年4月 日～令和5年4月 日

5 契約金額 _____円
内訳 1日 _____円 (税込) × _____日間

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき、加茂市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、加茂市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により加茂市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 加茂市議会議員一般選挙候補者
住所 加茂市
氏名 (印)

乙 住所
名称 (印)
代表者 (印)

【自動車賃貸借契約】

選挙運動用自動車賃貸借契約書

加茂市議会議員一般選挙候補者 _____ (以下「甲」という) と
_____ (以下「乙」という) は、
令和5年4月23日執行の加茂市議会議員一般選挙における選挙運動のための自動車の賃貸借
について、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づく選挙運動のために使用
- 2 車種及び登録番号 _____
- 3 台数 1台
- 4 使用期間 令和5年4月 日～令和5年4月 日
- 5 契約金額 _____円
内訳 1日 _____円 (税込) × _____日間

6 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき、加茂市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
なお、加茂市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により加茂市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他
この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 加茂市議会議員一般選挙候補者
住 所 加茂市
氏 名 ⑩

乙 住 所
名 称 ⑩
代表者 ⑩

【自動車燃料供給契約】

選挙運動用自動車燃料供給契約書

加茂市議会議員一般選挙候補者 _____ (以下「甲」という) と
_____ (以下「乙」という) は、
令和5年4月23日執行の加茂市議会議員一般選挙における選挙運動のための自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 令和5年4月 日～令和5年4月 日
- 2 車種及び登録番号 _____
- 3 燃料の種類 _____
- 4 契約金額 _____円
単価1ℓ _____円 (税込) とし、請求は期間中の供給量に単価を乗じた金額とする。

5 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき、加茂市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
なお、加茂市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により加茂市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他
この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 加茂市議会議員一般選挙候補者
住 所 加茂市
氏 名 ⑩

乙 住 所
名 称 ⑩
代表者 ⑩

【自動車運転手雇用契約】

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

加茂市議会議員一般選挙候補者 _____ (以下「甲」という) と
_____ (以下「乙」という) は、
令和5年4月23日執行の加茂市議会議員一般選挙における選挙運動のための自動車の運転手の雇用について、次のとおり契約を締結する。

1 雇用目的 公職選挙法第141条に基づく選挙運動のために雇用

2 車種及び登録番号 _____

3 雇用期間 令和5年4月 日～令和5年4月 日

4 契約金額 _____円
内訳 1日 _____円× _____日間

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき、加茂市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、加茂市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により加茂市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 加茂市議会議員一般選挙候補者
住 所 加茂市
氏 名

Ⓜ

乙 住 所
名 称
代表者

Ⓜ

Ⓜ

選挙運動用ポスター作成契約書

収入印紙

加茂市議会議員一般選挙候補者 _____ (以下「甲」という) と
_____ (以下「乙」という) は、
令和5年4月23日執行の加茂市議会議員一般選挙における選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 作成目的 公職選挙法第143条第1項第5号ポスター
- 2 作成枚数 _____枚
- 3 規 格 長さ42cm×幅30cm
- 4 契約金額 _____円
内訳 1枚 _____円× _____枚

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例に基づき、加茂市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、加茂市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により加茂市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 加茂市議会議員一般選挙候補者
住 所 加茂市
氏 名

印

乙 住 所
名 称
代表者

印

印

選挙運動用ビラ作成契約書

収入印紙

加茂市議会議員一般選挙候補者 _____ (以下「甲」という) と
_____ (以下「乙」という) は、
令和5年4月23日執行の加茂市議会議員一般選挙における選挙運動用ビラの作成について、
次のとおり契約を締結する。

- 作成目的 公職選挙法第142条第1項第6号ビラ
- 作成枚数 _____枚
- 規格 長さ29.7cm×幅21cm
- 契約金額 _____円
内訳 1枚 _____円× _____枚

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例に基づき、加茂市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、加茂市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により加茂市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 加茂市議会議員一般選挙候補者

住 所 加茂市

氏 名

印

乙 住 所

名 称

代表者

印

印